






改定に伴う主な変更事項

変更前		変更後
<p>【認定対象者の収入要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の収入は130万円未満（年金受給者は180万円未満）であること。 ・給与等月を単位として支給されるものである場合は月額108,334円未満（年金受給者は150,000円未満）であること。 ・雇用保険の基本手当等日を単位として支給されるものである場合は日額3,612円未満（年金受給者は5,000円未満）であること。 ・健康保険等の傷病手当金等日及び月を単位として支給されるものである場合は日額3,612円未満かつ月額108,334円未満（年金受給者は日額5,000円未満かつ月額150,000円未満）であること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年額130万円未満 ・認定対象が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は年額180万円未満 ・雇用保険を受給している場合は日額3,612円未満（認定対象が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は日額5,000円未満）
		<p>【新規要件：認定対象者が組合員と同一世帯に属している場合】</p> <p>認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満）であつて、かつ、組合員の年間収入の2分の1未満であることが要件となります。</p> <p>※ 組合員の年間収入額の確認できる資料が必要となります。</p>
		<p>【新規要件：認定対象者が組合員と同一世帯に属していない場合】</p> <p>認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満）であつて、かつ、組合員からの援助に依る収入額より少ないことが要件となります。</p>
<p>【夫婦合算での収入基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦ともに60歳未満（障害年金受給者を除く）又は60歳以上で公的年金を受給していない ⇒ 合計260万円未満（130万円×2人） ・夫婦のいずれかが障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者 ⇒ 合計310万円未満（130万円+180万円） ・夫婦ともに障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者 ⇒ 合計360万円未満（180万円×2人） 		<ul style="list-style-type: none"> ・認定対象者とその配偶者がともに、60歳未満かつ概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者と認められない者 ⇒ 合計260万円未満（130万円×2人） ・認定対象者とその配偶者のいずれかが、60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である者 ⇒ 合計310万円未満（130万円+180万円） ・認定対象者とその配偶者がともに、60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である者 ⇒ 合計360万円未満（180万円×2人）
<p>【送金の確認】</p> <p>同居を必須としない続柄でも、別居の場合は生計維持の証明として、認定対象者の収入額以上の送金（※）が必要。</p> <p>※ 組合員と被扶養者の口座間送金に限る。手渡し不可。</p> <p>※ 認定対象者の収入が月額5万円を下回る場合は、最低月額5万円</p>		<p>同居を必須としない続柄でも、別居の場合は生計維持の証明として、認定対象者の収入額以上の送金（※）が必要。</p> <p>※ 組合員と被扶養者の口座間送金に限る。手渡し不可。</p>